

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文 目次

一	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	1
二	建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）	42
三	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）	43
四	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	45
五	消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）	46
六	宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）	47

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則

第一節 用語の定義等（第一条―第二条の二）

第二節 建築基準適合判定資格者検定（第二条の三―第八条の三）

第二節の二（略）

第三節 建築物の建築に関する確認の特例（第十条）

第三節の二 中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に
関する工事の施工制限（第十一条・第十二条）

第三節の三 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限
（第十三条・第十三条の二）

第三節の四―第五節（略）

第二章（略）

第三章 構造強度

第一節 総則（第三十六条―第三十六条の三）

第二節―第七節の二（略）

第八節 構造計算

第一款 総則（第八十一条）

第一款の二 保有水平耐力計算（第八十二条―第八十二条の
四）

第一款の三 限界耐力計算（第八十二条の五）

第一款の四 許容応力度等計算（第八十二条の六）

第二款―第四款（略）

第四章―第七章の五（略）

第七章の六 指定確認検査機関等（第三百三十六条の二の十四―第
百三十六条の二の十八）

目次

第一章 総則

第一節 用語の定義及び算定方法（第一条・第二条）

第二節 建築基準適合判定資格者検定（第二条の二―第八条の
三）

第二節の二（略）

第三節 削除（第十条―第十三条）

第三節の二 建築物の建築に関する確認の特例（第十三条の二）

第三節の三 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限
（第十三条の三・第十三条の四）

第三節の四―第五節（略）

第二章（略）

第三章 構造強度

第一節 総則（第三十六条・第三十六条の二）

第二節―第七節の二（略）

第八節 構造計算

第一款 総則（第八十一条・第八十一条の二）

第一款の二 許容応力度等計算（第八十二条―第八十二条の
五）

第一款の三 限界耐力計算（第八十二条の六）

第二款―第四款（略）

第四章―第七章の五（略）

第七章の六 指定確認検査機関等（第三百三十六条の二の十四―第
百三十六条の二の十六）

第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料（第三百三十六
条の二の十九）

第七章の八 工事現場の危害の防止（第三百三十六
条の二の二十一）

第三百三十六条の八）

第七章の九（第十章）（略）

附則

第一章 総則

第一節 用語の定義等

（用語の定義）

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

四（六）（略）

（都道府県知事が特定行政庁となる建築物）

第二条の二 法第二条第三十三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第四百四十八
条第一項に規定する建築物以外の建築物とする。

2 法第二条第三十三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、第四百四十九
条第一項に規定する建築物とする。

第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料（第三百三十六
条の二の十七）

第七章の八 工事現場の危害の防止（第三百三十六
条の二の十八）

第三百三十六条の八）

第七章の九（第十章）（略）

附則

第一章 総則

第一節 用語の定義及び算定方法

（用語の定義）

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

四（六）（略）

(受検資格)

第二条の三 (略)

(建築基準適合判定資格者検定の方法)

第四条 (略)

2 前項の経歴審査は、建築行政又は確認検査の業務若しくは第二条の三各号に掲げる業務に関する実務の経歴について行う。

3 (略)

(削る。)

(削る。)

第三節 建築物の建築に関する確認の特例

第十条 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法

第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一・二 (略)

三 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。）次に定める規定

(受検資格)

第二条の二 (略)

(建築基準適合判定資格者検定の方法)

第四条 (略)

2 前項の経歴審査は、建築行政又は確認検査の業務若しくは第二条の二各号に掲げる業務に関する実務の経歴について行う。

3 (略)

第三節 削除

第十条から第十三条まで 削除

第三節の二 建築物の建築に関する確認の特例

(建築物の建築に関する確認の特例)

第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一・二 (略)

三 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。）次に定める規定

イ 法第二十条(第四号イに係る部分に限る。)、法第二十一条から法第二十五条まで、法第二十七条、法第二十八条、法第二十九条、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条、法第三十五条から法第三十五条の三まで及び法第三十七条の規定

ロ 次章(第一節の三、第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章から第五章の二まで、第五章の四(第二節を除く。)、及び第四百四十四条の三の規定

ハ (略)

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 法第二十条(第四号イに係る部分に限る。)、法第二十一条、法第二十八条第一項及び第二項、法第二十九条、法第三十条、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条並びに法第三十七条の規定

ロ 次章(第二十条の三、第一節の三、第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第一百九条、第五章の四(第二百二十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。)、及び第四百四十四条の三の規定

ハ (略)

第三節の二 中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限

(工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程)

第十一条 法第七条の三第一項第一号の政令で定める工程は、二階

イ 法第二十条から法第二十五条まで、法第二十七条、法第二十八条、法第二十九条、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条、法第三十五条から法第三十五条の三まで及び法第三十七条の規定

ロ 第二章(第一節の三、第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章から第五章の二まで、第五章の四(第二節を除く。)、及び第四百四十四条の三の規定

ハ (略)

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 法第二十条、法第二十一条、法第二十八条第一項及び第二項、法第二十九条、法第三十条、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条並びに法第三十七条の規定

ロ 第二章(第二十条の三、第一節の三、第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第一百九条、第五章の四(第二百二十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。)、及び第四百四十四条の三の規定

ハ (略)

の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。

(中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程)

第十二条 法第七条の三第六項の政令で定める特定工程後の工程のうち前条に規定する工程に係るものは、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程とする。

第三節の三 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用

制限

(避難施設等の範囲)

第十三条 法第七条の六第一項の政令で定める避難施設、消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機又は防火区画(以下この条及び次条において「避難施設等」という。)は、次に掲げるもの(当該工事に係る避難施設等がないものとした場合に、第十二条、第五章第二節から第四節まで、第二百二十八条の三、第二百二十九条の三の三又は消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十二条から第十五条までの規定による技術的基準に適合している建築物に係る当該避難施設等を除く。)とする。

一 三 (略)

四 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの

五 八 (略)

(避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事)

第十三条の二 (略)

第三節の三 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用

制限

(避難施設等の範囲)

第十三条の三 法第七条の六第一項の政令で定める避難施設、消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機又は防火区画(以下この条及び次条において「避難施設等」という。)は、次の各号に掲げるもの(当該工事に係る避難施設等がないものとした場合に、第十二条、第五章第二節から第四節まで、第二百二十八条の三、第二百二十九条の三の三又は消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十二条から第十五条までの規定による技術的基準に適合している建築物に係る当該避難施設等を除く。)とする。

一 三 (略)

四 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの

五 八 (略)

(避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事)

第十三条の四 (略)

第三章 構造強度 第一節 総則

(構造方法に関する技術的基準)

第三十六条 法第二十条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定を第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法を用いることとする。

2 法第二十条第二号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いることとする。

- 一 第八十一条第二項第一号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第四節の二まで、第五節（第六十七条第一項（同項各号に掲げる措置に係る部分を除く。）及び第六十八条第四項（これらの規定を第七十九条の四において準用する場合を含む。）を除く。）、第六節（第七十三条、第七十七條第二号から第六号まで、第七十七條の二第二項、第七十八條（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで二以上の部材を組み合わせるものの接合部に適用される場合に限る。）及び第七十八條の二第二項第三号（これらの規定を第七十九条の四において準用する場合を含む。）を除く。）、第六節の二、第八十条及び第七節の二（第八十条の二（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る

第三章 構造強度 第一節 総則

(構造方法に関する技術的基準)

第三十六条 法第二十条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、この節から第七節の二までに定めるところによる。

2 法第二十条第二号に掲げる建築物以外の建築物の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。

- 一 この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法
- 二 耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二の規定（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）をいう。以下この条及び第三百三十七條の二第一号イにおいて同じ。）に適合し、かつ、第八十二条の六に規定する限界耐力計算又は第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（国土交通大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限り。）によつて安全性が確かめられた構造方法
- 三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた構造方法

3 法第二十条第二号イ又はロに掲げる建築物（高さが六十メートルを超える建築物（次項、第八十一条、第八十一条の二及び第百

部分に限る。)を除く。)の規定に適合する構造方法

二 第八十一条第二項第一号ロに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 耐久性等関係規定に適合する構造方法

三 第八十一条第二項第二号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法

3 法第二十条第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準(建築設備に係る技術的基準を除く。)は、この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法を用いることとする。

(地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)

第三十六条の二 法第二十条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

一 地階を除く階数が四以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

二 地階を除く階数が三以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの

三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが二十メートルを超えるもの

四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が四以上である建築物

ロ 高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物

三十七条の二において「超高層建築物」という。)を除く。)の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとしなければならない。

一 この節から第七節の二までの規定に適合し、かつ、第八十二条に規定する許容応力度等計算又は第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算によつて安全性が確かめられた構造方法

二 前項第二号又は第三号に掲げる構造方法

4 超高層建築物の構造方法は、耐久性等関係規定に適合し、かつ、第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物

(構造設計の原則)

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たつては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 (略)

第二節 構造部材等

第五節 鉄骨造

(接合)

第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合(延べ面積が三千平方メートルを超える建築物又は軒の高さが九メートルを超え、若しくは張り間が十三メートルを超える建築物であつて、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合)又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法、接合される鋼材がステンレス鋼

(構造設計の原則)

第三十六条の二 建築物の構造設計に当たつては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、つりあいよく配置すべきものとする。

3 (略)

第二節 構造部材等

第五節 鉄骨造

(接合)

第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼である場合は高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合)又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼である場合は高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれ異なる場合がある。ただし、次に掲げる建築物については、ボルト

であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法)によらなければならない。

- 一 当該ボルトをコンクリートで埋め込むこと。
- 二 当該ボルトに使用するナットの部分を溶接すること。
- 三 当該ボルトにナットを二重に使用すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、これらと同等以上の効力を有する戻り止めをすること。

2 (略)

(高力ボルト、ボルト及びリベット)

第六十八条 (略)

2 4 (略)

(削る。)

5 (略)

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 (略)

2 4 (略)

(削る。)

(柱の構造)

第七十七条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。

接合(ボルトが緩まないようにコンクリートで埋め込む場合、ナットの部分を溶接し、又はナットを二重に使用する場合その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めをする場合に限る。第二号において同じ。)によることができる。

- 一 軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物(延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。)
- 二 前号に掲げるもののほか、ボルト接合によつても国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた建築物

2 (略)

(高力ボルト、ボルト及びリベット)

第六十八条 (略)

2 4 (略)

- 5 前項の規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

6 (略)

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 (略)

2 4 (略)

- 5 前各項の規定は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

(柱の構造)

第七十七条 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造としなければならない。ただし、第二号から第六号までの規定は、

一〇六 (略)

(床版の構造)

第七十七条の二 (略)

2 前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一〇二 (略)

(はりの構造)

第七十八条 構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとし、これにあら筋をはりの丈の四分の三(臥梁がりようにあつては、三十七センチメートル)以下の間隔で配置しなければならない。

(耐力壁)

第七十八条の二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一〇二 (略)

三 径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル(複配筋として配置する場合には、四十五センチメートル)以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を三十五センチメートル(複配筋として配置

国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

(床版の構造)

第七十七条の二 (略)

2 前項の床版のうちプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた床版は、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一〇二 (略)

(はりの構造)

第七十八条 構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとし、これにあら筋をはりの丈の四分の三(臥梁がりようにあつては、三十七センチメートル)以下の間隔で配置しなければならない。ただし、プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりでは二以上の部材を組み合わせるものの接合部については、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(耐力壁)

第七十八条の二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一〇二 (略)

三 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル(複配筋として配置する場合には、四十五センチメートル)以下の間隔で

する場合には、五十センチメートル）以下とすることができる。

四 (略)

2 壁式構造の耐力壁は、前項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。

一 (略)

二 その端部及び隅角部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を縦に配置すること。

三 (略)

(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)

第八十条の三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下この条及び第八十二条の五第八号において「特別警戒区域」という。）内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分（当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八條第二項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の規定に基づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さ（以下この条及び第八十二条の五第八号において「土石等の高さ等」という。）以下の部分であつて、当該特別警戒区域に係る同法第二条に規定する土砂災害の発生原因となる自然現象（以下この条及び第八十二条の五第八号において単に「自然現象」という。）により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この条及び第八十二条の五第八号において「外壁等」という。）の構造は、自然現象の種類、当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八條第二項及び同令第四条の規定に基づき定めた最大の力の大きさ又は力の大きさ（以下この

配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を三十五センチメートル（複配筋として配置する場合には、五十センチメートル）以下とすることができる。

四 (略)

2 壁式構造の耐力壁は、前項の規定によるほか、次の各号に定める構造としなければならない。

一 (略)

二 その端部及び隅角部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を縦に配置すること。

三 (略)

(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)

第八十条の三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下この条及び第八十二条の六第八号において「特別警戒区域」という。）内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分（当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八條第二項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の規定に基づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さ（以下この条及び第八十二条の六第八号において「土石等の高さ等」という。）以下の部分であつて、当該特別警戒区域に係る同法第二条に規定する土砂災害の発生原因となる自然現象（以下この条及び第八十二条の六第八号において単に「自然現象」という。）により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この条及び第八十二条の六第八号において「外壁等」という。）の構造は、自然現象の種類、当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八條第二項及び同令第四条の規定に基づき定めた最大の力の大きさ又は力の大きさ（以下この

条及び第八十二条の五第八号において「最大の力の大きさ等」という。）及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならぬ。ただし、土石等の高さ等以上の高さの門又は扉（当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）が当該自然現象により当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう

第八節 構造計算

第一款 総則

第八十一条 法第二十条第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること。
- 二 前号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないことを確かめること。
- 三 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

2 | 法第二十条第二号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算による

条及び第八十二条の六第八号において「最大の力の大きさ等」という。）及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならぬ。ただし、土石等の高さ等以上の高さの門又は扉（当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）が当該自然現象により当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう

第八節 構造計算

第一款 総則

(適用)

第八十一条 法第二十条第二号に規定する建築物（超高層建築物を除く。）の構造計算は、次の各号のいずれかに定める構造計算によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに定める構造計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算又は次条の規定により国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算による場合においては、この限りでない。

- 一 許容応力度等計算
- 二 限界耐力計算

ものであることとする。

一 高さが三十一メートルを超える建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算

イ 保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

ロ 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

二 高さが三十一メートル以下の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算

イ 許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

ロ 前号に定める構造計算

3 法第二十条第三号イの政令で定める基準は、次条各号及び第八十二条の四に定めるところによる構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によるものであることとする。

4 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、前三項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(削る。)

2 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(超高層建築物の特例)

第八十一条の二 超高層建築物の構造計算は、建築物の構造方法、振動の性状等に応じて、荷重及び外力によつて建築物の各部分に生ずる力及び変形を連続的に把握することにより、建築物が構造耐力上安全であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によらなければならない。

第一款の二 保有水平耐力計算

(保有水平耐力計算)

第八十二条 前条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算とは、次の各号及び次条から第八十二条の四までに定めるところによりする構造計算をいう。

一 第二款に規定する荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によつて計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三・四 (略)

(層間変形角)

第八十二条の二 建築物の地上部分については、第八十八条第一項に規定する地震力（以下この款において「地震力」という。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算し、当該層間変位の当該各階の高さに対する割合

第一款の二 許容応力度等計算

(許容応力度等計算)

第八十二条 第八十一条第一項第一号に規定する「許容応力度等計算」とは、次の各号及び次条から第八十二条の五までに定めるところによりする構造計算をいう。

一 第二款に規定する荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によつて計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三・四 (略)

(層間変形角)

第八十二条の二 国土交通大臣が定める建築物（以下この款において「特定建築物」という。）については、前条各号の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、第八十八条第一項に規定する地震力（以下この款において「地震力」という。）によつて

(第八十二条の六第二号イ及び第九九条の二の二において「層間変形角」という。)が二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一)以内であることを確かめなければならない。

(削る。)

各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合(次条及び第九九条の二の二において「層間変形角」という。)が二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて特定建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一)以内であることを確かめなければならない。

(剛性率、偏心率等)

第八十二条の三 特定建築物で高さが三十一メートル以下のものについては、第八十二条各号及び前条の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、次の各号に適合することを確かめるとともに、国土交通大臣が特定建築物の構造方法に応じ、地震に対し、安全上必要があると認めて定める基準に従つた構造計算を行わなければならない。ただし、特定建築物の地上部分について次条各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。

一 各階の剛性率を次の式によつて計算し、それらの剛性率がそれぞれ十分の六以上であることを確かめること。

$$\frac{R_s}{\bar{r}_s} = \frac{r_s}{\bar{r}_s}$$

この式において、 R_s 、 r_s 及び \bar{r}_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_s	各階の剛性率
r_s	各階の層間変形角の逆数
\bar{r}_s	当該特定建築物についての r_s の相加平均

二 各階の偏心率を次の式によつて計算し、それらの偏心率がそれぞれ百分の十五を超えないことを確かめること。

$$Re = \frac{e}{re}$$

この式において、Re、e及びreは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Re 各階の偏心率

e 各階の構造耐力上主要な部分が支える固定荷重及び積載荷重（第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域にあつては、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）の重心と当該各階の剛心をそれぞれ同一水平面に投影させて結ぶ線を計算しようとする方向と直交する平面に投影させた線の長さ（単位 センチメートル）

re 各階の剛心周りのねじり剛性の数値を当該各階の計算しようとする方向の水平剛性の数値で除した数値の平方根（単位 センチメートル）

（保有水平耐力）

第八十二条の三 建築物の地上部分については、第一号の規定によつて計算した各階の水平力に対する耐力（以下この条及び第八十二条の五において「保有水平耐力」という。）が、第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならぬ。

（保有水平耐力）

第八十二条の四 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものについては、第八十二条各号及び第八十二条の二の規定によるほか、特定建築物の地上部分について、第一号の規定によつて計算した各階の水平力に対する耐力（以下この条及び第八十二条の六において「保有水平耐力」という。）が、第二号の規定によつて

- 一 第四款に規定する材料強度によつて国土交通大臣が定める方法により保有水平耐力を計算すること。
- 二 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を次の式によつて計算すること。

$$Q_{un} = D_s F_{es} Q_{ud}$$

この式において、 Q_{un} 、 D_s 、 F_{es} 及び Q_{ud} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Q_{un} 各階の必要保有水平耐力（単位 キロニュートン）
- D_s 各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値
- F_{es} 各階の形状特性を表すものとして、各階の剛性率及び偏心率に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値
- Q_{ud} 地震力によつて各階に生ずる水平力（単位 キロニュートン）

（屋根ふき材等の構造計算）

第八十二条の四（略）

第一款の三 限界耐力計算

第八十二条の五 第八十一条第二項第一号に規定する限界耐力計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

- 一 第四款に規定する材料強度によつて保有水平耐力を計算すること。
- 二 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を次の式によつて計算すること。

$$Q_{un} = D_s F_{es} Q_{ud}$$

この式において、 Q_{un} 、 D_s 、 F_{es} 及び Q_{ud} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Q_{un} 各階の必要保有水平耐力（単位 キロニュートン）
- D_s 各階の構造特性を表すものとして、特定建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値
- F_{es} 各階の形状特性を表すものとして、各階の剛性率及び偏心率に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値
- Q_{ud} 地震力によつて各階に生ずる水平力（単位 キロニュートン）

（屋根ふき材等の構造計算）

第八十二条の五（略）

第一款の三 限界耐力計算

（限界耐力計算）

第八十二条の六 第八十一条第一項第二号に規定する「限界耐力計算」とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

一 (略)

二 積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を次の表に掲げる式によつて計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ第四款の規定による材料強度によつて計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

三 地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）を超えないことを確かめること。

イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を国土

一 (略)

二 積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を次の表に掲げる式によつて計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ第四款の規定による材料強度によつて計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

三 地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）を超えないことを確かめること。

イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を計算

交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期（以下この号及び第七号において「損傷限界固有周期」という。）を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ（略）

二 各階が、ハによつて計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

四（略）

五 地震による加速度によつて建築物の各階に作用する地震力を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。

イ 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位（以下この号において「安全限界変位」という。）を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期（以下この号において「安全限界固有周期」という。）を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

ハ（略）

六〇八（略）

第一款の四 許容応力度等計算

第八十二条の六 第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

一 第八十二条各号、第八十二条の二及び第八十二条の四に定めるところによること。

すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期（以下この号及び第七号において「損傷限界固有周期」という。）を国土交通大臣が定める方法によつて計算すること。

ハ（略）

二 各階が、ハによつて計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を計算すること。

四（略）

五 地震による加速度によつて建築物の各階に作用する地震力を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。

イ 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位（以下この号において「安全限界変位」という。）を国土交通大臣が定める方法によつて計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期（以下この号において「安全限界固有周期」という。）を国土交通大臣が定める方法によつて計算すること。

ハ（略）

六〇八（略）

二 建築物の地上部分について、次に適合することを確かめること。

イ 次の式によつて計算した各階の剛性率が、それぞれ十分の六以上であること。

$$R_s = \frac{r_s}{\bar{r}_s}$$

この式において、 R_s 、 r_s 及び \bar{r}_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_s 各階の剛性率
 r_s 各階の層間変形角の逆数
 \bar{r}_s 当該建築物についての r_s の相加平均

ロ 次の式によつて計算した各階の偏心率が、それぞれ百分の十五を超えないこと。

$$Re = \frac{e}{re}$$

この式において、 Re 、 e 及び re は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Re 各階の偏心率
 e 各階の構造耐力上主要な部分が支える固定荷重及び積載荷重（第八十六条第二項ただし書の規定により特

定行政庁が指定する多雪区域にあつては、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重の重心と当該各階の剛心をそれぞれ同一水平面に投影させて結ぶ線を計算しようとする方向と直交する平面に投影させた線の長さ（単位センチメートル）

re) 国土交通大臣が定める方法により算出した各階の剛心周りのねじり剛性の数値を当該各階の計算しようとする方向の水平剛性の数値で除した数値の平方根（単位センチメートル）

三 前二号に定めるところによるほか、建築物の地上部分について、国土交通大臣がその構造方法に応じ、地震に対し、安全であることを確かめるために必要なものとして定める基準に適合すること。

（地震力）

第八十八条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和（第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によつて計算するものとする。

（式 略）

2 (略)

3 第八十二条の三第二号の規定により必要保有水平耐力を計算する場合においては、前項の規定にかかわらず、標準せん断力係数は、一・〇以上としなければならない。

（地震力）

第八十八条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和（第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によつて計算するものとする。

（式 略）

2 (略)

3 第八十二条の四第二号の規定により必要保有水平耐力を計算する場合においては、前項の規定にかかわらず、標準せん断力係数は、一・〇以上としなければならない。

4 (略)

(木材)

第九十五条 木材の繊維方向の材料強度は、次の表の数値によらなければならぬ。ただし、第八十二条の五第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

2 (略)

第二百二十九条の二の四 法第二十条第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

一 建築物に設ける第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の四及び第二百二十九条の五（これらの規定を第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の六第一号並びに第二百二十九条の八第一項の規定（第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の六第一号の規定を除く。）に適合すること。

二 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。

三 法第二十条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

4 (略)

(木材)

第九十五条 木材の繊維方向の材料強度は、次の表の数値によらなければならぬ。ただし、第八十二条の六第二号の規定によつて積雪時の構造計算をするに当たつては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

2 (略)

第二百二十九条の二の四 建築設備（昇降機を除く。）の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものでなければならない。

2 法第二十条第二号イ又はロに規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものでなければならない。

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第三百三十六条の十一 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次に掲げる規定

イ 法第二十条（第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）、法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条、法三十四条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の二第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

ロ 第二章（第十九条、第二十条及び第三十一条から第三十五条までを除く。）、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条及び第七十六条を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章、第五章（第六節を除く。）、第五章の二から第五章の三まで、第五章の四（第二百二十九条の二の五第三項第三号を除き、第二百二十九条の二の四第二号及び第二百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）、第七章の二及び第七章の九の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中

第三百三十六条の十一 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規定とする。

一 建築物の部分で、門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次に掲げる規定

イ 法第二十条第二号、法第二十一条から法第二十七条まで、法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条、法三十四条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の二第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

ロ 第二章（第十九条、第二十条及び第三十一条から第三十五条までを除く。）、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条及び第七十六条を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章、第五章（第六節を除く。）、第五章の二から第五章の三まで、第五章の四（第二百二十九条の二の五第三項第三号を除き、第二百二十九条の二の四第一項及び第二百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）、第七章の二及び第七章の九の規定

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中

建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

	(二)・(一)	(三)	(四)	(五)	(六)
建築物の部分	(略)	尿 ^し 尿浄化槽	合併処理浄化槽	(略)	給水タンク又は貯水タンク
一連の規定	(略)	イ (略) ロ 第三十二条及び第百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定	イ (略) ロ 第三十二条、第三十五条第一項及び第百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定	(略)	イ (略) ロ 第百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)並びに第百二十九条の二の五第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号(国土交通大臣が定めた

建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

	(二)・(一)	(三)	(四)	(五)	(六)
建築物の部分	(略)	尿 ^し 尿浄化槽	合併処理浄化槽	(略)	給水タンク又は貯水タンク
一連の規定	(略)	イ (略) ロ 第三十二条及び第百二十九条の二の四第一項(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定	イ (略) ロ 第三十二条、第三十五条第一項及び第百二十九条の二の四第一項(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定	(略)	イ (略) ロ 第百二十九条の二の四第一項(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)並びに第百二十九条の二の五第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号(国土交通大臣が定め

(+) ~ (八)	(七) 冷却塔設備	
(略)	イ (略) ロ 第二百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)及び第二百二十九条の二の七(第二号を除く。)の規定	構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定

第七章の六 指定確認検査機関等

(親会社等)

第三百三十六条の二の十四 法第七十七条の十九第十号の政令で定める者は、法第七十七条の十八第一項又は法第七十七条の三十五の二に規定する指定を受けようとする者に対して、それぞれ次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の三分の一を超える数を有していること。

二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であつた者

(+) ~ (八)	(七) 冷却塔設備	
(略)	イ (略) ロ 第二百二十九条の二の四第一項(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)及び第二百二十九条の二の七(第二号を除く。)の規定	た構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定

第七章の六 指定確認検査機関等

(指定確認検査機関に係る指定の有効期間)

第三百三十六条の二の十四 法第七十七条の二十三第一項の政令で定める期間は、五年とする。

を含む。次号において同じ。）の割合が三分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員^一の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

(指定確認検査機関に係る指定の有効期間)

第三百三十六条の二十五 法第七十七条の二十三第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(指定構造計算適合性判定機関に係る指定の有効期間)

第三百三十六条の二十六 法第七十七条の三十五の六第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(指定認定機関等に係る指定等の有効期間)

第三百三十六条の二十七 (略)

(承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担)

第三百三十六条の二十八 (略)

第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料

第三百三十六条の二十九 法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万二千円とする。

第七章の八 工事現場の危害の防止

(指定認定機関等に係る指定等の有効期間)

第三百三十六条の二十五 (略)

(承認認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担)

第三百三十六条の二十六 (略)

第七章の七 建築基準適合判定資格者の登録手数料

(登録手数料)

第三百三十六条の二十七 法第七十七条の六十五に規定する登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請に係る手数料の額は、一万二千円とする。

第七章の八 工事現場の危害の防止

(仮囲い)

第三百三十六条の二の二十 (略)

(構造耐力関係)

第三百三十七条の二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物(同条第一号に掲げる建築物及び法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第三百三十七条の十二第一項において同じ。)について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。

イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ 第三章第一節から第七節の二まで(第三十六条及び第三十八条第二項から第四項までを除く。)の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法(法第二十条第四号に掲げる建築物である場合に限る。)

二 (略)

(煙突及び煙突の支線)

第三百三十九条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突(以下この条において単に「煙突」という。)

(仮囲い)

第三百三十六条の二の十八 (略)

(構造耐力関係)

第三百三十七条の二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物(超高層建築物及び法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第三百三十七条の十二第一項において同じ。)について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。

イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ 第三章第一節から第七節の二まで(第三十六条及び第三十八条第二項から第四項までを除く。)の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法(法第二十条第二号イ又はロに掲げる建築物以外の建築物である場合に限る。)

二 (略)

(煙突及び煙突の支線)

第三百三十九条 第三百三十八条第一項第一号に掲げる煙突については、第三十六条の二から第三十九条まで、第五十一条第一項、第五

に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に煙突の崩落及び倒壊を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。

イ 高さが十六メートルを超える煙突は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鋼造とし、支線を要しない構造とすること。

ロ 鉄筋コンクリート造の煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを五センチメートル以上とすること。

ハ 陶管、コンクリート管その他これらに類する管で造られた煙突は、次に定めるところによること。

(1) 管と管とをセメントモルタルで接合すること。

(2) 高さが十メートル以下のものにあつては、その煙突を支えることができる支枠又は支枠及び支線を設けて、これに緊結すること。

(3) 高さが十メートルを超えるものにあつては、その煙突を支えることができる鋼製の支枠を設けて、これに緊結すること。

二 組積造又は無筋コンクリート造の煙突は、その崩落を防ぐことができる鋼材の支枠を設けること。

ホ 煙突の支線の端部にあつては、鉄筋コンクリート造のくいその他腐食するおそれのない建築物若しくは工作物又は有効なさび止め若しくは防腐の措置を講じたくいに緊結すること。

二 次項において準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

三 高さが六十メートルを超える煙突にあつては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によつて煙突の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基

十二条、第三章第五節（第七十条を除く。）、第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）、第六節の二（第七十九条の四の規定中第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。）及び第七節（第五十一条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二、第一百五十一条第一項第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八の規定を準用するほか、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 煙突の構造に依りて、それぞれ次に定めるところによること。

イ 陶管、コンクリート管その他これらに類する管で造られた煙突は、管と管とをセメントモルタルで接合し、かつ、煙突を支えることができる支枠又は支枠と支線を設けて、これに緊結すること。ただし、高さが十メートルを超えるものにあつては、その支枠を鋼製とし、支線を要しない構造とすること。

ロ 組積造又は無筋コンクリート造の煙突は、崩落を防ぐことができる鋼材の支枠を設けること。

ハ 鉄筋コンクリート造の煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを五センチメートル以上とすること。

二 高さが十六メートルを超える煙突は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鋼造とし、支線を要しない構造とすること。

二 煙突の構造が、その崩落及び倒壊を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

二 煙突の支線の端部は、鉄筋コンクリート造のくいその他腐食おそれのない建築物若しくは工作物又は有効なさび止め若しくは防腐の措置を講じたくいに緊結しなければならない。

三 第一項に掲げるものは、国土交通大臣が定める基準に従つた構

準に従った構造計算によつて安全性が確かめられたものとして
国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四 高さが六十メートル以下の煙突にあつては、その用いる構造
方法が、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確か
められる安全性を有すること。

ロ 前号の国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつ
て安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受
けたものであること。

2

煙突については、第三十六条の三から第三十九条まで、第五十

一条第一項、第五十二条、第三章第五節（第七十条を除く。）、
第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）、第六節
の二（第七十九条の四（第七十六条から第七十八条の二までの準
用に関する部分に限る。）を除く。）及び第八十条（第五十一条
第一項、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の
準用に関する部分に限る。）、第八十条の二、第一百五十一条
第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八の規定を
準用する。

（鉄筋コンクリート造の柱等）

第四百四十条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二
号に掲げる工作物に関する法第八十八条第一項において読み替え
て準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次項におい
て準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方
法を用いることとする。

2

前項に規定する工作物については、第三十六条の三から第四十
一条まで、第四十七条、第三章第五節（第七十条を除く。）、第
六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）及び第六節
の二（第七十九条の四（第七十六条から第七十八条の二までの準
用に関する部分に限る。）を除く。）、第八十条の二、第五章の

造計算によつて自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並び
に地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であること
が確かめられたものとしなければならない。

（鉄筋コンクリート造の柱等）

第四百四十条

第三百三十八条第一項第二号に掲げるものについては、第三十六
条の二から第四十一条まで、第四十七条、第三章第五節（第七十
条を除く。）、第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除
く。）及び第六節の二（第七十九条の四の規定中第七十六条から
第七十八条の二までの準用に関する部分を除く。）、第八十条の

四第三節、第七章の八並びに前条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

(広告塔又は高架水槽等)

第四百四十一条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる工作物に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は次のとおりとする。

一 国土交通大臣が定める構造方法により鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強した場合を除き、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。

二 次項において準用する規定(第七章の八の規定を除く。)に適合する構造方法を用いること。

2 前項に規定する工作物については、第三十六条の三から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに第三百三十九条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

(擁壁)

第四百四十二条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁(以下この条において単に「擁壁」という。)

に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。

二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石

二、第五章の四第三節、第七章の八並びに前条第三項の規定を準用する。

(広告塔又は高架水槽等)

第四百四十一条 第三百三十八条第一項第三号又は第四号に掲げるものについては、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める構造方法により、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げるものについては、第三十六条の二から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節並びに第六節の二、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに第三百三十九条第三項の規定を準用する。

(擁壁)

第四百四十二条

と石とを十分に結合すること。

三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。

四 次項において準用する規定（第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2| 擁壁については、第三十六条の三から第三十九条まで、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二及び第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

第三百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁については、第三十六条の二から第三十九条まで、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第三章第七節（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二、第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）及び第三百三十九条第三項の規定を準用するほか、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 その構造が、次に定めるところによること。

イ 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない材料を用いた構造とすること。

ロ 石造の擁壁は、裏込めにコンクリートを用い、石と石とを充分に結合すること。

ハ 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること。

二 擁壁の構造が、その破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

(乗用エレベーター又はエスカレーター)

第四百四十三条 第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターに関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十條の政令で定める技術的基準は、次項において準用する規定(第七章の八の規定を除く。)に適合する構造方法を用いることとする。

2 前項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターについては、第三十六條の三から第三十九條まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十條の二、第二百二十九條の三から第二百二十九條の十まで、第二百二十九條の十二、第七章の八並びに第三百三十九條第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

(遊戯施設)

第四百四十四條 第三百三十八條第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設(以下この条において単に「遊戯施設」という。)に関する法第八十八條第一項において読み替えて準用する法第二十條の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 かご、車両その他人を乗せる部分(以下この条において「客席部分」という。)を支え、又は吊る構造上主要な部分(以下この条において「主要な支持部分」という。)のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ (略)

ロ 高さが六十メートルを超える遊戯施設にあつては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によつて主要な支持部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ハ 高さが六十メートル以下の遊戯施設にあつては、その用い

(乗用エレベーター又はエスカレーター)

第四百四十三条

第三百三十八條第二項第一号に掲げるものについては、第三十六條の二から第三十九條まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十條の二、第二百二十九條の三から第二百二十九條の十まで、第二百二十九條の十二、第七章の八並びに第三百三十九條第三項の規定を準用する。

(遊戯施設)

第四百四十四條 第三百三十八條第二項第二号及び第三号に掲げるものについては、第七章の八の規定を準用するほか、次に定めるところによらなければならない。

一 かご、車両その他人を乗せる部分(以下この条において「客席部分」という。)を支え、又はつる構造上主要な部分(以下この条において「主要な支持部分」という。)のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ (略)

ロ 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

る構造方法が、次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。

- (1) 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。
- (2) ロの国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分については、第二百二十九条の四(第一項第一号イを除く。)及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二百二十九条の四の見出し、同条第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項(第五号を除く。)並びに第二百二十九条の五の見出し及び同条第一項</p>	<p>エレベーター</p>	<p>遊戯施設</p>
<p>第二百二十九条の四</p>	<p>かご</p>	<p>客席部分</p>
<p>第二百二十九条の四第一項</p>	<p>構造上主要な部分(</p>	<p>構造上主要な部分(摩損又は疲労破壊を生ずるおそれ</p>

二 軌条又は索条を用いるものにあつては、客席部分が当該軌条又は索条から脱落するおそれのない構造とすること。
三 六 (略)

七 次項において読み替えて準用する第二百二十九条の四(第一項第一号イを除く。)及び第二百二十九条の五第一項の規定に適合する構造方法を用いること。

2) 遊戯施設については第七章の八の規定を、その主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分については第二百二十九条の四(第一項第一号イを除く。)及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二百二十九条の四の見出し、同条第一項(第二号を除く。)、第二項第三号及び第四号並びに第三項(第五号を除く。)並びに第二百二十九条の五の見出し及び同条第一項</p>	<p>エレベーター</p>	<p>遊戯施設</p>
<p>第二百二十九条の四</p>	<p>か</p>	<p>客席部分</p>
<p>第二百二十九条の四</p>	<p>構造上主要な部分(</p>	<p>構造上主要な部分</p>

三 軌条又は索条を用いるものにあつては、客席部分が当該軌条又は索条から外れるおそれのない構造とすること。
四 七 (略)

第百二十九条の四 第二項	第百二十九条の四 第一項第三号	第百二十九条の四 第一項第二号及び 第二項	第百二十九条の四 第一項第二号	第百二十九条の四 第一項第二号	第百二十九条の四 第一項第一号ロ 及び第二項第二号	第百二十九条の四 第一項第一号ロ	第百二十九条の四 第一項
次条に規定する荷重	、エレベーター	エレベーター強度検証 法	前号イ及びロ	エレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	通常の昇降時	昇降に	
次条第一項に規定	、遊戯施設	遊戯施設強度検証 法	前号ロ	遊戯施設その他国土交通大臣が定める遊戯施設	通常の走行又は回転時	走行又は回転に	（摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分に限る）

第二百二十九条の四 第二項第二号	昇降する	走行し、又は回転する	する固定荷重及び 国土交通大臣が定 める積載荷重
第二百二十九条の四 第三項第五号	次条第二項に規定する エレベーターで昇降路 の壁の全部又は一部を 有しないもの	国土交通大臣が定 める	遊戯施設

(型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定)
 第四百四十四条の二 法第八十八条第一項において準用する法第六十八
 条の十第一項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表
 の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第八十
 八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する
 政令で定める一連の規定は、同表の一連の規定の欄の当該各項に
 掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限
 る。）とする。

(一)	工作物の部分	一連の規定
(略)		イ (略) ロ 第四百四十三条第二項（ 第二百二十九条の三、第百 二十九条の四（第三項第

(型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定)
 第四百四十四条の二 法第八十八条第一項において準用する法第六十八
 条の十第一項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表
 の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第八十
 八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する
 政令で定める一連の規定は、同表の一連の規定の欄の当該各項に
 掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限
 る。）とする。

(一)	工作物の部分	一連の規定
(略)		イ (略) ロ 第四百四十三条（第百二 十九条の三、第二百二十九 条の四（第三項第五号を

	(二) (略)	(三) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人に乗せる部分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分
五号を除く。)、第二百二十九条の五、第二百二十九条の六、第二百二十九条の八及び第二百二十九条の十の規定の準用に関する部分に限る。)の規定	イ (略) ロ 第四百三十三条第二項(第二百二十九条の三及び第二百二十九条の十二(第一項第一号を除く。))の規定の準用に関する部分に限る。)の規定	イ (略) ロ 前条第一項(同項第一号イ及び第六号にあつては、国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

	(二) (略)	(三) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人に乗せる部分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分
除く。)、第二百二十九条の五、第二百二十九条の六、第二百二十九条の八及び第二百二十九条の十の規定の準用に関する部分に限る。)の規定	イ (略) ロ 第四百三十三条(第二百二十九条の三及び第二百二十九条の十二(第一項第一号を除く。))の規定の準用に関する部分に限る。)の規定	イ (略) ロ 前条(第七章の八の規定の準用に関する部分を除き、同条第一号イ及び第七号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)の規定

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第四百七十七条 法第八十五条第二項又は第五項に規定する仮設建築物（高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第十二条、第二十八条から第三十条まで、第三十七条、第四十六条、第四十九条、第六十七条、第七十条、第三章第八節、第一百二十二条、第一百四十四条、第五章の二、第二百二十九条の二の四（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第二百二十九条の十三の二及び第二百二十九条の十三の三の規定は適用せず、法第八十五条第二項に規定する仮設建築物については、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条及び第五章の規定は適用しない。

2 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第三百三十九条第一項第四号及び第二項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号から第四号までに掲げる工作物（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第四百零九条第二項（第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条及び第三百三十九条第一項第四号の規定の準用に関する部分に限る。）及び第四百零九条第一項第四号の規定の準用に関する部分に限る。）及び第四百零九条第二項（第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条、第四十一条第二項（第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条、第七十条及び第三百三十九条第一項第四号の規定の準用に関する部分に限る。）は、適用しない。

（市町村の建築主事等の特例）

第四百四十八条 法第九十七条の二第一項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物（当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必

第四百七十七条 法第八十五条第二項又は第五項に規定する仮設建築物については、第二十二条、第二十八条から第三十条まで、第三十七条、第四十六条、第四十九条、第六十七条、第七十条、第三章第八節、第一百二十二条、第一百四十四条、第五章の二、第二百二十九条の二の四（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第二百二十九条の十三の二及び第二百二十九条の十三の三の規定は適用せず、法第八十五条第二項に規定する仮設建築物については、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条及び第五章の規定は適用しない。

2 第三百三十八条第一項第一号に掲げる工作物でその存続期間が二年以内のものについては、第三百三十九条第一項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第三百三十九条第三項の規定は、適用しない。

3 第三百三十八条第一項第二号から第四号までに掲げる工作物でその存続期間が二年以内のものについては、第四百零九条及び第四百零九条第二項（これらの規定中第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条、第七十条及び第三百三十九条第三項の規定の準用に関する部分に限る。）は、適用しない。

（市町村の建築主事等の特例）

第四百四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物（その新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例

要とするものを除く。)に係る事務とする。

一 (略)

二 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲げる工作物で高さが十メートル以下のもの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが三メートル以下のもの(いずれも前号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。)

2 法第九十七条の二第四項の政令で定める事務は、次に掲げる事務(建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務)とする。

一 法第六条の二第十一項及び第十二項(これらの規定を法第十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第七条の二第七項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第七条の四第七項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第九条(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の二(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の三(法第十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第十條(法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、法第十一條第一項(法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、法第十二條(法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、法第十八條第二十三項(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第八十五條第三項及び第五項、法第八十六條第一項、第二項及び第八項(同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。)、法第八十六條の二第一項及び第六項(

の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)に係る事務とする。

一 (略)

二 第三百三十八条第一項第一号若しくは第三号に掲げる工作物で高さが十メートル以下のもの又は同項第五号に掲げる工作物で高さが三メートル以下のもの(前号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。)

2 法第九十七条の二第四項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、次に掲げる事務(建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務)とする。

一 法第六条の二第四項及び第五項(法第八十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、法第七条の二第七項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第七条の四第七項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第九条(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の二(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の三(法第十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第十條(法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、法第十一條第一項(法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、法第十二條(法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、法第十八條第十四項(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第八十五條第三項及び第五項、法第八十六條第一項、第二項及び第八項(同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。)、法第八十六條の二第一項及び第六項(同条第

同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六条の六、法第八十六条の八（第二項を除く。）並びに法第九十三条の二に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

3 (略)
二〇四 (略)

(特別区の特例)

第四百九条 法第九十七条の三第一項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物、工作物又は建築設備（第二号に掲げる建築物又は工作物にあつては、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物又は工作物を除く。）に係る事務以外の事務とする。

一・二 (略)

三 第三百三十八条第一項に規定する工作物で前二号に掲げる建築物に附置するもの及び同条第三項に規定する工作物のうち同項第二号ハからチまでに掲げる工作物で前二号に掲げる建築物に附属するもの

四 (略)
2・3 (略)

(両罰規定の対象となる多数の者が利用する建築物)

第五百十条 法第四百条第一号の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。

一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六条の六、法第八十六条の八（第二項を除く。）並びに法第九十三条の二に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

3 (略)
二〇四 (略)

(特別区の特例)

第四百九条 法第九十七条の三第一項に規定する建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物、工作物又は建築設備（第二号に掲げる建築物又は工作物にあつては、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物又は工作物を除く。）に係る事務以外の事務とする。

一・二 (略)

三 第三百三十八条第一項各号に掲げる工作物で前二号に掲げる建築物に附置するもの及び同条第三項第二号ハからチまでに掲げる工作物で前二号に掲げる建築物に附属するもの

四 (略)
2・3 (略)

(是正命令の違反に係る両罰規定の対象となる建築物)

第五百十条 法第三百三条第一号の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。

改 正 案	現 行
<p>（参考人に支給する費用）</p> <p>第四条 法第十條第六項に規定する旅費、日当その他の費用の額は、次の各号に掲げる参考人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 国土交通大臣の求めに応じて出席した参考人 政府職員に支給する旅費、日当その他の費用の額の範囲内において、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める額</p> <p>二 都道府県知事の求めに応じて出席した参考人 都道府県が条例で定める額</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四條の二 建築士は、法第二十四條第四項の規定により結果の報告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第二十四條の六第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。</p>	<p>（参考人に支給する費用）</p> <p>第四条 法第十條第五項に規定する旅費、日当その他の費用の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>一 国土交通大臣の求めに応じて出席した参考人については、政府職員に支給する旅費、日当その他の費用の額の範囲内において、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める額</p> <p>二 都道府県知事の求めに応じて出席した参考人については、都道府県が条例で定める額</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第四條の二 建築士は、法第二十四條第三項の規定により結果の報告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定は、法第二十四條の五第二項において法第二十三條第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「結果の報告」とあるのは「書面に記載すべき事項の通知」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案

現 行

<p>（使用人）</p> <p>第三条 法第六条第一項第四号（法第十七条において準用する場合を含む。）、法第七条第三号、法第八条第四号、第十号及び第十一号（これらの規定を法第十七条において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項第三号並びに法第二十九条の四の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第一条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。</p>	<p>（使用人）</p> <p>第三条 法第六条第一項第四号（法第十七条において準用する場合を含む。）、法第七条第三号、法第八条第四号、第十号及び第十一号（法第十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項第三号並びに法第二十九条の四の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第一条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。</p>
<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第十項前段（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）</p> <p>二 〇七（略）</p>	<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第十項前段（同法第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条</p> <p>二 〇七（略）</p>
<p>（法第二十四条の六第一項の法令の規定）</p> <p>第七条の三 法第二十四条の六第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法第九条第一項及び第十項（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項までにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第九十条</p>	<p>（法第二十四条の六第一項の法令の規定）</p> <p>第七条の三 法第二十四条の六第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法第九条第一項及び第十項（同法第八十八条第一項から第三項までにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第九十条</p>

二
六
(略)

二
六
(略)

改 正 案	現 行
<p>（特別区に係る建築基準法の適用の特例） 第二百十條の十七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第九十七條の三第一項及び第三項の場合においては、同法第十二條第一項から第四項まで、第十四條、第十六條、第十八條第一項、第二項及び第二十三項、第七十條第四項、第七十二條第二項、第七十三條第二項並びに第七十八條第一項中「建築主事を置く市町村」とあるのは、「特別区」とする。</p>	<p>（特別区に係る建築基準法の適用の特例） 第二百十條の十七 建築基準法第九十七條の三第一項及び第三項の場合においては、同法第十二條第一項から第四項まで、第十四條、第十六條、第十八條第一項、第二項及び第十四項、第七十條第四項、第七十二條第二項、第七十三條第二項並びに第七十八條第一項中「建築主事を置く市町村」とあるのは、「特別区」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物）</p> <p>第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十)項イ及び(十二)項に掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階（一階及び二階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、第二十一条第一項第六号の二、第三十五条第一項第三号及び第三十六条第二項第三号において「避難階以外の階」という。）に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（建築基準法施行令第二十六条に規定する傾斜路を含む。以下同じ。）が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの</p>	<p>（火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物）</p> <p>第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十)項イ及び(十二)項に掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十三条の三第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階（一階及び二階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、第二十一条第一項第六号の二、第三十五条第一項第三号及び第三十六条第二項第三号において「避難階以外の階」という。）に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（建築基準法施行令第二十六条に規定する傾斜路を含む。以下同じ。）が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの</p>

改 正 案	現 行
<p>（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）</p> <p>第九條 第六條の規定による擁壁については、建築基準法施行令第三十六條の三から第三十九條まで、第五十二條（第三項を除く。）、第七十二條から第七十五條まで及び第七十九條の規定を準用する。</p>	<p>（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）</p> <p>第九條 第六條の規定による擁壁については、建築基準法施行令第三十六條の二から第三十九條まで、第五十二條（第三項を除く。）、第七十二條から第七十五條まで及び第七十九條の規定を準用する。</p>